生食発 0526 第 1 号 令和 5 年 5 月 26 日

各 { 都道府県知事 保健所設置市長 } 殿 特 別 区 長 }

> 厚生労働省大臣官房 生活衛生・食品安全審議官 (公 印 省 略)

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の 公布について(通知)

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」(令和 5 年法律第 36 号) については、本年 5 月 19 日に国会で可決・成立し、本日公布されたところです。

この法律は、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管することを主な内容とするものですが、改正の趣旨及び内容等の詳細は別紙のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

この法律の施行日は令和6年4月1日(一部は公布の日)であり、今後、施行に向けて、政省令の改正等の必要な措置を進めていくこととしております。

なお、本通知の写しを別記の関係団体等あてに送付しますので、念のため、申 し添えます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

改正の恵言

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等 による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化 [食品衛生法]

- 上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣(消費 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る 者庁)に移管する。
- 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続 き事務を行うもの(食品衛生監視行政)に関しては、厚生科学審議会に移管する。

水道整備・管理行政の機能強化 (水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法)

- 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆 衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基 盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開 発局長に委任できることとする。
- 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。 \odot

所**掌事務等の見直し** (厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法)

- 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会(食品衛生基準審議会)を消費者庁に設 <u></u> 45.

施行期日

令和6年4月1日

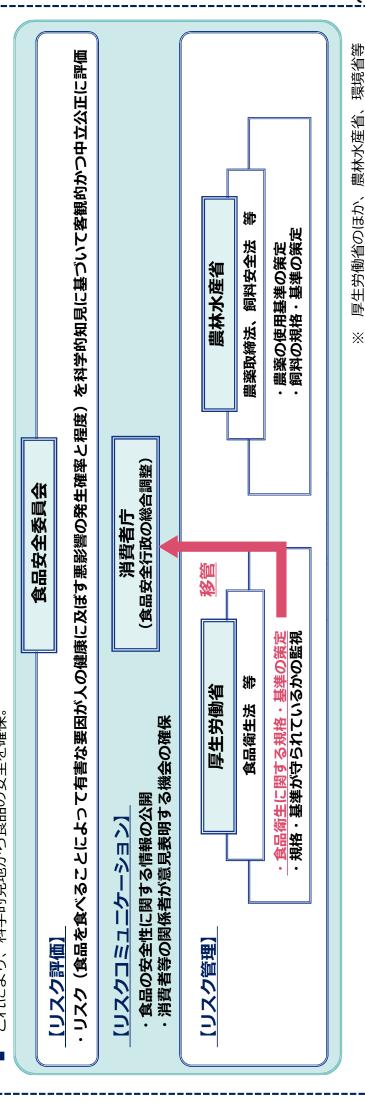
食品衛生基準行政の機能強化

改正の背景

- 厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等(食品衛生基準行政)を **移管**することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。 食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、
- ※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和4年9月2日)で示されている。 これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定 の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準(コーデックス)における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが 可能となる。

[食品の安全を守る仕組み]

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき 「リスク分析」の手法を導入。
- 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等(※)のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
 - これにより、科学的見地から食品の安全を確保。



食品衛生基準行政の機能強化

改正の内容

① 食品衛生法等の改正

- 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- 薬事・食品衛生審議会(厚生労働省)への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準 審議会への意見聴取事項とするとともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。 $\widehat{\mathfrak{D}}$

厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正 **(7**)

関係審議会の調査審議事項に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、

		赤字:改正事項
	食品衛生基準行政	食品衛生監視行政
事務の具体例	■食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定■残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定	■不衛生食品等の販売等の禁止■規格基準に違反する食品等の取締り■営業施設の衛生管理等の規制・監視指導
所管	【現行】厚生労働大臣 ■→【改正後】内閣総理大臣(消費者庁) 【現行】薬事・食品衛生審議会(厚生労働省) ■→【改正後】食品衛生基準審議会(消費者庁に設置)(※2)	厚生労働大臣(※1) 【現行】薬事・食品衛生審議会(厚生労働省) → 【改正後】厚生科学審議会(厚生労働省)(※3)
食品衛生行政の 円滑な実施 厚生労働大臣と 内閣総理大臣の連携	 ■厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 ・厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。 ・内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。 ・厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。 ・内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。 	害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 理大臣に協議しなければならない。 動大臣に協議しなければならない。 策定を求めることができる。 比等を求めることができる。

- 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を 担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。 **∵** ※
- ※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を 図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。
 - ※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。

水道整備・管理行政の機能強化

改正の背景

- 近年の水道整備・管理行政では、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化(※1)や耐震化(※2) への対応、災害発生時の断水(※3)への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められるようになっている。
- 国土交通省が、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政 社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する**国土交通省に、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政を移管**し、
- また、**水質基準の策定等については**、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する**環境省に移管する**ことにより、水質管 理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

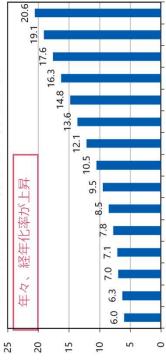
で示されている。 新型コロナウイルス感染症対策本部決定(令和4年9月2日) ※こうした方針は、

※3 近年の自然災害による水道の被害状況 主な地震による被害

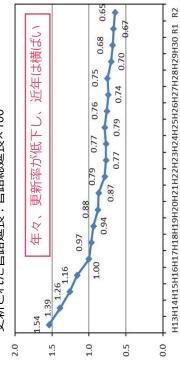
水道の管路の経年化率・更新率の推移 **-**1 ※

の機能強化を図る。

- 管路経年化率(%)
- 法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



- 管路更新率(%)
- 更新された管路延長÷管路総延長×100



麥	50,000 (km)	45,831 45,000 (km)	40,000 km 会管の延長(km)	30.000		26,030 25,000 (∓㎡/E)	20,000	年度 (千㎡/目)	■耐震化浄水施設能力(千㎡/日)	30,000	25,000 (∓m)	20,000 度 (千㎡) 量(千㎡)
水道施設の耐震化率	基幹管路の耐震適合状況 0.3% ^{——} 40.9% ^{——} 40.7%	44,026	(km) 40,000 (km) を 令和元年度 令和2年度 (km) (km) を 一動震適合性のある管の延長(km) を (km) を	浄水施設の耐震化状況	32.6% 38.0%	56	22,386	隻 令和元年度 令和2年度	(%) → 耐纜化淨水桶	配水池の耐震化状況 , 58.6% 60.8%	2 24,083 25,104	[
※2 水道	基幹管 50% — 40.3% - 40%	30% 20% 10% 42,934	0% 平成30年度 	多水)	40% 30.6%	30%	10%	平成30年度	耐震化率(26.9%	20% 30% 20% 10%	0% 平成30年度 中國標化率(%)

R2

H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1

	146					
地震名等	無	器生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水維続期間
阪神·淡路大震災		平成7年1月17日	2	7.3	約 130 万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震		平成16年10月23日	7	8.9	約 13 万戸	約1万月
新潟県中越沖地震		平成19年7月16日	6強	8.9	約 5.9 万戸	50日
岩手・宮城内陸地震	ФIE	平成20年6月14日	更9	7.2	約 5.6 千戸	18日
東日本大震災		平成23年3月11日	2	9.0	約 256.7 万戸	約5ヶ月
長野県神城断層地震	EIK	平成26年11月22日	鲑9	6.7	約 1.3 千戸	25日
熊本地震		平成28年4月14·16日	7	7.3	約 44.6 万戸	約3ヶ月半
烏取県中部地震		平成28年10月21日	雙9	9.9	約 1.6 万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	とする地震	平成30年6月18日	鲑9	6.1	約 9.4 万戸	2日
北海道胆振東部地震	Æ1K	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8 万戸	34B
福島県沖の地震		令和3年2月13日	更9	7.3	約 2.7 万戸	日9
福島県沖の地震		令和4年3月16日	6強	7.4	約 7.0 万戸	1日
主な大雨等による被害	による被	2害				
時期		災害名等・地域	地域		断水戸数	断水維続期間
平成30年1~2月	1月22日か	1月22日からの大雪等、2月4日からの大雪等(北陸地方、	大雪等 (北陸地	坊、中国四国地方)	約3.6万戸	12H
平成30年7月	豪雨 (広島県、	県、愛媛県、岡山県等)			約 26.3 万戸	38H
平成30年9月	台風第21号 台風第24号	(京都府、大阪府等) (静岡県、宮崎県等)			約 1.6 万戸 約 2.0 万戸	12B 19B
令和元年9月	房総半島台風(千葉県、	虱(千葉県、東京都、静岡県)			約 14.0 万戸	17日
令和元年10月	東日本台風(宮城県、	福島県、茨城県、	栃木県等)		約 16.8 万戸	33日
令和2年7月	豪雨 (熊本)	豪雨(熊本県、大分県、長野県、岐阜県、	岐阜県、山形県等)		約3.8万戸	26日
令和3年1月	1月7日からの大雪等	らの大雪等 (西日本等)			約 1.6 万戸	8B
令和4年8月	令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等(秋田県、山形県、新潟県、	山形県、新潟	県、福井県等)	約 1.4 万戸	18日

9E 13B

約 1.3 万戸 約 7.6 万戸

台風第14号(熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等) 台風第15号(静岡県)

令和4年9月

水道整備・管理行政の機能強化

改正の内容

① 水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画

法等の改正

- (1) 水道に関する水質基準の策定等、水質又は衛生に関する水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から環境大臣(※1)に移管する。
- (1)以外の水道行政に係る事務について、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する(※2)とともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備 局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- (3) 水道整備・管理行政について、国土交通大臣と環境大臣の連携規定を設ける。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(※3)及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を加える。

厚生労働省設置法、国土交通省設置法及び環境省設置法の改正 **(7**)

- 厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。
- 環境大臣は、環境基本法に基づき河川・湖沼・海域等の水質汚濁に関する環境基準を科学的知見に基づき策定するなど、水環境の保全に向けた総合的な施策を担っている。
 - これにより、施設整備や下水道運営、災害対応に関する国土交通省の知見等を活かすことが可能となる。 7 ※
- これにより、水道が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政援助の対象にもなる。

赤字:改正事項

		W. J. 1 W. L. T. W. L. W. L
	(水河では、管理行政(右記以外)	水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例	■水道基盤の強化のための基本方針の策定■水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査	■水質基準の策定 ■水道事業者が実施する水質検査の方法の策定
所管	【現行】厚生労働大臣── 【改正後】国土交通大臣(※)※地方整備局長又は北海道開発局長への委任が可能	【現行】厚生労働大臣 ──▶【改正後】環境大臣
水道整備・管理 行政の円滑な実施 国土交通大臣と 環境大臣の連携	 ■国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 ・国土交通大臣は国土交通省令の制定等に当たり、環境大臣の意見を聴かなければならない。 ・環境大臣は環境省令の制定等に当たり、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。 ・国土交通大臣は環境大臣に対し、環境省令の制定等を求めることができる。 ・環境大臣は国土交通大臣に対し、国土交通省令の制定等を求めることができる。 	き生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 意見を聴かなければならない。 を聴かなければならない。 ことができる。 かることができる。
	・国土交通大臣は環境大臣に対し、水道事業者等からの届出の内容を通知するものとする。	り容を通知するものとする。 5

(参考) 関連する政府の決定

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性(令和4年6月17日新型コ ロナウイルス感染症対策本部決定)

I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

(具体的事項)

甘

- 厚生労働省における平時からの感染症対応能力を強化するため、各局にまたがる感染症対応・危機管理に関係する課室を統合した新たな組織 として「感染症対策部(仮称)」を設ける。新設する「日本版CDC」(後述)を「感染症対策部」が管理することとし、平時から日本版CDC や関係自治体等と一体的に連携する。あわせて、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う。
- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策(令和4年9月2日新型コロ ナウイルス感染症対策本部決定)(抄)
- 4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し
- (3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。 上記の感染症対応能力の強化とあわせて、

)食品衛生基準行政の消費者庁への移管

食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、食品衛生に関する規格・基準の策定(これまで厚生労働省が所管)を所管することで、食品衛 生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。

リーな反映が可能となるほか、国際食品基準(コーデックス)における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。 これにより、科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイム

② 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理 水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、 行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。 さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務につい て、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。 (4) 上記 $(1) \sim (3)$ については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1) (3) については令和6年度の施行、(2) については令和 7年度以降の設置を目指す(感染症等に関する科学的知見の基盤整備は、感染症法等の改正も反映させつつ早期に取り組む。)。

出典 令和5年5月26日 号外第1 2分冊の1 金曜日 官報(1号 1 : 1 (

官

金曜日 33 令和 **5** 年 **5** 月 **26** 日

を

報

(号外第 111 号)

いて準用する新法第十五条又は新法第四十四条において準用する新法第十五条の規定は、この法律用事業者という名称又はこれらと紛らわしい名称を使用している者については、新法第四十条にお第三条 この法律の施行の際現に認定仮名加工医療情報作成事業者若しくは認定仮名加工医療情報 の施行後六月間は、適用しない。 (拘禁刑に関する経過措置)

(名称の使用制限に関する経過措置)

(政令への委任) 条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日 |後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。 |刑法施行日||という。)の前日までの間における新法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置 を含む。)は、 政令で定める。

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を 加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 (登録免許税法の一部改正)

する法律」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号二中「医療分野の研究開発に資す関する法律」を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関 るための匿名加工医療情報に関する法律第二十八条」を「医療分野の研究開発に資するための匿名 ○一の次に次のように加える。 加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第四十五条」に改め、 情報利用事業者又は」に改め、同号⑴中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に 別表第一第三十二号の二中「又は」を「、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療 同号

にを同号

四とし、 同号

の認定仮名加工医療情報作成事業者の認定及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条(認定)及び仮名加工医療情報に関する法律第三十三条(認定) 認定件数

認定件数

| 件につき十五万

| 一件につき十五万

円

の認定仮名加工医療情報利用事業者の認定及び仮名加工医療情報に関する法律第四十一条(認定)及び仮名加工医療情報に関する法律第四十一条(認定)

第八条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正) 六十八号)の一部を次のように改正する。

十四条から第四十六条の二まで」を「第六十八条、第六十九条第一項及び第七十条」に改める。療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に、「第四 (内閣府設置法の一部改正) 第八十条第十五号中 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」を 「医

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号の四中「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」

「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に

改め、「いう。)」の下に「及び仮名加工医療情報 (同条第四項に規定するものをいう。)」を加える。 文部科学大臣 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣 永 鈴 **齋** 岡 木 藤 岸田 文健雄 桂子 俊一

厚生労働大臣 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 加藤 岡田 勝信 直樹

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

名 御

御

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣

岸

田

文雄

法律第三十六号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

(食品衛生法の一部改正)

第

一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。 第八条第一項中 第七条第一項から第四項までの規定中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。 「が薬事・食品衛生審議会」を「及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会」に、「第

品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。 第九条第一項及び第三項中「薬事・食品衞生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。 第十二条並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、 「薬事・食

七十条第一項」を「第七十条第五項」に改める。

第十八条第一項及び第三項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衞生 第十七条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。 第十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」 を「内閣府令」 に改める。

審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。 第二十一条中「厚生労働大臣及び」を削る。

第六十八条第一項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。第四十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

め緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでな を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するた 第七十条第一項を次のように改める。 厚生労働大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項

する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。 第六条第二号ただし書 (第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定

の全部若しくは一部を解除すること。 第七条第一項から第三項までの規定により販売を禁止し、 又は同条第四項の規定により禁止

第十条第一項、第五十一条第一項、 又は改廃すること。 第五十二条第一項又は第五十四条の厚生労働省令を制定

第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、 又は変更すること

り、「指針」を「、第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、及び指針」に改おいて準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めようとするとき、並びに」を削は第二項ただし書」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣が第十九条第一項(第六十八条第一項に 第七十条第三項中「厚生労働大臣」の下に「又は内閣総理大臣」を、「第一項ただし書」の下に「又 第五十条第一項に規定する基準を定めること。

め緊急を要する場合で、 を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するた 同条第一項の次に次の一項を加える。 内閣総理大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項 あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、 この限りでな

第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めること。

準又は規格を定めること。 第十三条第一項(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する基

34

第十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する基

第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

第十九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示について

臣は、第七十条第一項各号に掲げる行為をしようとするとき」に改め、同条第二項中「第十九条第 項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めよう」 第七十二条第一項中「第七十条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣」を「厚生労働大 「第七十条第二項各号に掲げる行為をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第七十条第二項各号に掲

第七十二条に次の一項を加える。

げる行為をすることを求めることができる。

げる行為をすることを求めることができる。 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、 厚生労働大臣に対し、 第七十条第一項各号に掲

容その他の必要な情報の交換」に改める。 第七十三条中「必要な情報交換」を「第八条第二項及び第六十三条第五項の規定による報告の内

(食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)の一部を次のよ うに改正する

品衛生基準審議会」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大附則第二条の二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食 に改め、同条に次の二項を加える。

5 食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第四項までの規定並びに前項において準用す 食品衛生法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による消除について準用する

官

|厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び附則第二条の三第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中 る同法第七十二条第二項及び第三項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。

第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。 及び消除について、同条第三項の規定は第一項の規定による作成について、それぞれ準用する。 る同法第七十二条第二項及び第三項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。 食品衛生法第七十二条第二項の規定は第一項の規定による作成並びに第四項の規定による追加 食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第五項までの規定並びに前項において準用す

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する

を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、 第五条第四項中「厚生労働省令」を「国土交通省令(前条の規定による水質基準に適合する浄水 第四条第一項第三号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を 国土交通省令 「環境

第五条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 第五条の三第五項中「厚生労働省令」 を 「国土交通省令」 同条第八項中「厚生労働大臣

「国土交通大臣」に改める。

第六条第一項中 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める

> 八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。 改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第八号及び第五項第 第七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に

第八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

大臣」に、「附する」を「付する」に改める。 第九条の見出しを「(認可の期限又は条件)」に改め、 同条第一項中 「厚生労働大臣」を 「国土交通

「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を 第十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を 「国土交通大臣」に改める。 「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」

に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 第十一条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を 「国土交通大臣」

ところにより」に改める。 労働省令」を「環境省令」に、「、水質検査及び」を「水質検査を行い、及び国土交通省令の定める 第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「届け出で」を「届け出て」に、「厚生

生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 第十四条第三項中「厚生労働省合」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」 「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第六項及び第七項中 厚

第二十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条第三項ただし書中 第十六条の二第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める

令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

に改める 第二十条の二中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。 第二十条の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に、「すべて」を「全て」

第二十条の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の七中 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。 第二十条の八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、 同条第一 二項

「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める

第二十条の十第二 二項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」 に改め

臣」に改める。 第二十条の十一から第二十条の十三までの規定中「厚生労働大臣」を 「国土交通大臣及び環境大

に改める。 第二十条の十五第一項及び第二十条の十六中「厚生労働大臣」を「国土交通第二十条の十四中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める を「国土交通大臣及び環境大臣

生労働省令」を 第二十二条の二第一項、第二十二条の三第二項、第二十二条の四第二項及び第二十第二十一条第一項及び第二十二条中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。 「国土交通省令」に改める。 -四条の 市 厚

大臣」に改める。 第二十四条の三第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」 を 「国土交通

第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め第二十四条の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。大臣」に改め、同条第三項第十号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。 第二十四条の五第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」第二十四条の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 を 玉

及び第三項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第一項第二号及び第三号イ並びに第二十五条の四第一項

に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」第二十五条の五第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣 に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が

第二十五条の六第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、 「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。 同条第三項

第二十五条の七及び第二十五条の八中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条の十二第一項及び第二十五条の十三から第二十五条の十五までの規定中「厚生労働大 を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

- 「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境第二十五条の十六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項

土交通大臣及び環境大臣」に改める。 〈中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国第二十五条の十八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二

第二十五条の十九中「厚生労働大臣」を 「国土交通省令・環境省令」に改める。「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

一十五条の二十中「厚生労働省令」を

び第二十五条の二十六(見出しを含む。)中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改 二十五条の二十一、第二十五条の二十二第一項、第二十五条の二十三、第二十五条の二十四及

第二十五条の二十七 (見出しを含む。)中 「厚生労働省令」を 「国土交通省令・環境省令」に改め

第二十六条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

官

第七号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。 に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第六号及び第五項 第二十七条第一項中「厚生労働省令」を 「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」

第二十八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

に、「附する」を「付する」に改める。 第二十九条の見出しを「(認可の条件)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣

』「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」第三十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」 「国土交通大臣」に改める。

第三十三条第一項及び第四項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項 「添附書類」を「添付書類」に、「附して」を「付して」に改める。

第三十四条第一項の表第十三条第一項の項及び第二十四条の三第二項の項中 国土交通大臣」に改める。 「厚生労働大臣」 を

環境省令)」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。 省令」を「国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、第三十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「厚生労働

同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 第三十五条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「添附した」 を 「添付した」に改め、

生労働省令」を 第三十六条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、 「国土交通省令」に改める 同条第三項中

35

並びに第四十二条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第三項及び第五項、 第四十一

第四十五条の三の次に次の二条を加える。

第四十五条の四 国土交通大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、環境大臣の水道により 供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項第一号若しくは第三項含む。)、第二十七条第一項若しくは第五項第七号若しくは第二十八条第二項の規定(これらの いて準用する場合を含む。)又は第三十四条の二の規定に規定する国土交通省令の制定又は改廃 の規定、第三十三条第一項若しくは第四項第八号の規定(これらの規定を第五十条第三項にお 項の規定、第十三条第一項の規定(第三十一条又は第三十四条第一項において準用する場合を れらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項第一号若しくは第三 第五条第四項の規定、第七条第一項若しくは第五項第八号若しくは第八条第二項の規定(こ

基本方針の策定又は変更

第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可 第五十条第三項において準用する第三十三条第五項の規定による通知

臣の意見を聴かなければならない。 環境大臣は、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、 国土交通大

若しくは第三十条第三項の規定による届出又は国の設置する専用水道に係る第三十四条第一項に 国土交通大臣は、第十条第三項、第十三条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。) 臣に通知するものとする。 おいて準用する第十三条第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その内容を環境大

4 制定し、又は改廃することを求めることができる。 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、この法律に基づく環境省令を

めるときは、国土交通大臣に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認

第一項第一号又は第二号に掲げる行為

5

定による指示、同条第二項の規定による勧告、第三十七条の規定による命令又は第三十九条第水道事業若しくは水道用水供給事業又は国の設置する専用水道に係る第三十六条第一項の規 項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは立入検査

(国土交通大臣と環境大臣の連携) よる命令又は第三十九条第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査 国の設置する簡易専用水道に係る第三十六条第三項の規定による指示、第三十七条の規定に

第四十五条の五 国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生を防止するた め、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第四十六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」 に改める。

第四十七条を次のように改める。 (権限の委任)

第四十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、 の一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。 そ

第五十条第二項中「厚生労働大臣」を 第四十八条の三中「厚生労働大臣」を 「国土交通大臣」に、「届け出で」を「届け出て」 「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を 第五十四条第一号及び第六号中 第五十条の二第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。 「附せられた」を「付された」に改める 「国土交通大臣」に改める。

厚

に改正する。

36

第四条 (水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のよう

第十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条に次の二項を加える。

- を聴かなければならない。 環境大臣は、第一項の環境省令を制定し、 又は改廃しようとするときは、 国土交通大臣の意見
- 又は改廃することを求めることができる。 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、 環境大臣に対し、 第 一項の環境省令を制定し、
- 環境大臣」に改める。 第十八条第一号中「、厚生労働大臣」を削り、 同条第二号中 「厚生労働大臣」 を「国土交通大臣

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

第五条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 に改正する (昭和二十六年法律第九十七号) の一部を次のよう

|号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。第三条中「以下第四条」を「次条」に、「除き」を「除き、以下」に改め、 同条中第十一号を第十

(社会資本整備重点計画法の一部改正)

社会資本整備重点計画法 (平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

の次に次の一号を加える。 第二条第二項中第十四号を第十五号とし、 第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、 第七号

は改造に関する事業 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設の新設、 増設又

まで」に改める 第四条第六項中「第二条第二項第九号から第十一号まで」を 「第二条第二項第十号から第十一 号

(農薬取締法の一部改正)

官

第七条 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する 第四十条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」 を「内閣総理大臣」に改める。

第八条 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改 正する。 (肥料の品質の確保等に関する法律の一部改正)

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正) 第七条第三項及び第二十一条の三第四項中「ときは」の下に「、内閣総理大臣」を加える

第九条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を 次のように改正する。

及び厚生労働大臣」に改め、 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正) 第五十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣 同条第四項中「及び」を「並びに内閣総理大臣及び」に改める。

第十条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第 百四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める

及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 三条の五第二項において準用する場合を含む。)」を「並びに第八十一条の四」に改め、 第八十三条第一項中「、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項 同条第二項 第八十

第八十三条の四第三項中 「厚生労働大臣」を 「内閣総理大臣」 に改める。

(水資源開発促進法等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中 「厚生労働大臣、」を削る

水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第三条第一項及び第二項並びに第四条第

三条第四項及び第十三条第二項 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第三十七条第二項第四号 (平成三十年法律第四十号) 第

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条第一項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 改める。 三十一号の二を第三十一号とし、同項第三十九号中「供する」を 「供し、又は営業上使用する」 に第

第八条第一項第四号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律」を「、第六条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

る医療等に関する法律」に、「の規定」を「及び食品衛生法の規定」に改める。 難病の患者に対す

用品の規制に関する法律」に改め、「及び食品衛生法」を削り、同条第二項中「薬事・食品衛生審議 議会」に、「、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」を「及び有害物質を含有する家庭 第十一条の見出しを「(薬事審議会)」に改め、同条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審

第十八条第一項中「、第三十号、会」を「薬事審議会」に改める。 第三十一号」を「から第三十号まで」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条第一項第五十二号の次に次の一号を加える。第十三条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の 一部を次のように改正する

第三十一条第一項第二号及び第三十三条第一項第二号中「第五十三号」を「第五十二号の二」五十二の二 水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。

に

(環境省設置法の一部改正)

置に関する規制(水を供給する者に対するものを除く。)の実施、夕に」に改め、同号夕中「ヨ」を第四条第一項第二十二号中「及びヲ」を「及びワ」に、「ヨに」を「ヲにあっては当該保全及び措第十四条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。 ように加える。 「夕」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、ヲからカまでをワからヨまでとし、 ルの次に次

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正) アー水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置

第十五条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改 正する。

目次中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

四の二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項第四号の次に次の一号を加える。 装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ(第十六号において「食品等」という。)及び第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包

第四条第一項第十五号中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」を削り、 同条第二項に規定する洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関すること

同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ」を「食品等」に改める。四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、 項の前に次の一項を加える。 第五条の二中「別に」を 「前項に定めるもののほか、 別に」に改め、 器具若しくは容器包装又は 同条を同条第二項とし、 同

食品衛生基準審議会を置く。

報

官

次の一条を加える 第二章第三節中第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に

(食品衛生基準審議会)

第五条の三食品衛生基準審議会は、 食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理

食品衛生基準審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、 内閣総理大臣が任命する。

基準審議会に関し必要な事項については、 前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議会の組織及び委員その他の職員その他食品衛生 政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 令和六年四 |月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、 公布の日から

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。 は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条にお定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後 いて「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、 下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした許可、認可、 は通知その他の行為とみなす。 指定その他の処分又

相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。 他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その

3 当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適 ものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相 ければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていない。この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしな 用する。

(命令の効力に関する経過措置)

国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。 づいて発せられた相当の内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府令又は 項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置)

法律の施行の日以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。 第五条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定は、 この

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(罰則

(毒物及び劇物取締法等の一部改正)

第七条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条(見出しを含む。 次に掲げる法律の規定中「薬事・食品衛生審議会」を 「薬事審議会」に改める

及び第三十条(見出しを含む。 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第九条第四 第十一条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項、 第二十六条第五項、第二十七条第四項

37

 \equiv 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)第四条第三

第九十二条第一項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十七条第二項

五四

第八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(沖縄振興特別措置法の一部改正) 第九十四条中第七項を削り、第八項を第七項とする。 の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「水道法」の下に「(昭和三十二年法律第百七十七号)」を加える。

第九条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 第二十四条第一項第七号中「厚生労働省令」を |環境省令」に改める

(食品安全基本法の一部改正)

内閣総理大臣 財務大臣 鈴 岸 木 田 俊一

経済産業大臣臨時代理 農林水産大臣 厚生労働大臣 野村 加藤 哲 勝信

国土交通大臣 国務大臣 斉藤 岡田 直樹

環境大臣 明 鉄宏 夫

政

令

める政令をここに公布する。 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定

御 名 御

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣

岸田

文雄

自

政令第百八十四号

を定める政令 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部 の施行期

律第二十三号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律 (令和五年法

げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲

環境大臣

内閣総理大臣 岸 西 田 村 文明雄宏

律の施行期日を定める政令をここに公布する。 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法

御 名 御

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

別記 関係団体等

一般社団法人日本添加物協会 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 公益社団法人日本医師会 公益社団法人日本薬剤師会 公益社団法人日本栄養士会 公益社団法人日本獣医師会 公益社団法人日本食品衛生協会 一般財団法人食品産業センター 公益社団法人日本水道協会 全国簡易水道協議会 一般社団法人日本水道工業団体連合会 公益財団法人水道技術研究センター 全国管工事業協同組合連合会 公益財団法人給水工事技術振興財団 全日本水道労働組合 一般社団法人全国給水衛生検査協会 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 独立行政法人水資源機構 厚生労働大臣認可水道事業者 厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 登録水質検査機関 登録簡易専用水道検査機関